

第2号様式（耐久性に富み、容易に破損しない材質）

一団地の総合的設計制度による認定の表示

下図に示す認定区域内の建築物は、建築基準法第86条\_\_\_\_\_の規定による認定を受けたものです。

（認定区域及び建築物並びに共用通路の位置を明らかにした配置図）